

## 関係用語・定義集（資料掲載順）

国民健康保険事業費納付金	国民健康保険運営のため、市町村が都道府県に納付するもの。納付金の額は、都道府県が各市町村の医療費総額や平均所得額等を元に、市町村ごとに算出する。 あま市が翌年度に納付する金額は、仮算定額が11月中旬に、本算定額が翌1月中旬に、愛知県から示される。
標準保険税率	納付金の額を踏まえ、都道府県が市町村ごとに示す標準的な保険税率。 納付金と同様、仮算定による税率と本算定による税率が、愛知県から示される。 あま市は、令和5年度に標準保険税率に到達するよう、段階的な税率改正を行っている。
賦課方式	国民健康保険税の算出方法で、主なものとして次の各方式がある。 ○4方式（所得割・資産割・均等割・平等割） ○3方式（所得割・均等割・平等割） ○2方式（所得割・均等割） あま市は4方式を採用しているが、令和5年度に3方式へ移行する方針。
所得割	被保険者の所得に対して賦課されるもの
資産割	被保険者が所有する固定資産に対して賦課されるもの あま市は、令和5年度に廃止となるよう段階的な削減、所得割への振替を行っている。
均等割	被保険者1人に対し、定額が課されるもの 条例上の名称は「被保険者均等割」
平等割	全加入世帯に平等に課されるもの 条例上の名称は「世帯別平等割」
所得係数（ $\beta$ ）	全国平均の被保険者1人当たりの所得額における愛知県の所得額水準に応じた係数。おおむね1.2。
課税割合	国民健康保険税のうち、応能分と応益分の割合。 あま市は、令和5年度に $\beta(1.2):1$ となるよう、段階的な税率改正を行っている。
応能分	所得割と資産割の合計 担税力に応じた負担とみなされる
応益分	均等割と平等割の合計 受益に応じた負担とみなされる
保険税収納必要額	あま市が国民健康保険税として収納する必要がある金額。 納付金や保健事業等に要する金額の合算額から、県支出金等を減じて算出する。
年齢調整後医療費指数	各市町村の過去3ヵ年1人当たり医療費について、市町村ごとの年齢構成の差異を調整し、全国平均が「1」となるよう医療費水準を指数化したもの。
医療費指数反映係数（ $\alpha$ ）	都道府県が納付金の額や標準保険料率を算定する際、各市町村の医療費水準を反映させる割合。「1」の場合は全て反映され、「0」の場合は反映されず保険料率が都道府県内で統一される。 愛知県は、原則的として「1」を採用している。
国民健康保険税	医療分・後期分・介護分から構成される。
医療分	国民健康保険税のうち、保険給付に充てるもの 条例上の名称は「基礎課税額」
後期分	国民健康保険税のうち、後期高齢者医療制度への拠出金に充てるもの 条例上の名称は「後期高齢者支援金等課税額」
介護分	40歳～64歳の被保険者のみ課される国民健康保険税で、介護保険料にあたるもの 条例上の名称は「介護納付金課税額」
基礎控除	所得割の課税額を算出するにあたり、総所得金額等から控除される金額。 令和2年度分までは一律33万円。 令和3年度分以降は、所得に応じて43万円から15万円。
保険税軽減制度	低所得者の保険税負担の軽減を図るため、所得が一定基準以下の場合に、均等割及び平等割の額を軽減する制度。 所得に応じて、7割軽減・5割軽減・2割軽減の三段階に分けられる。